

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第25号）の施行に伴うため。

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例（平成２８年伊丹市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「平成３２年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改める。

付則第２項中「平成３４年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の規定は、令和２年４月１日から適用する。